

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月30日

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

2 処分の原因となった事実

許可に係る建設業者である法人が破産手続の決定により解散し、このことが建設業法第29条第1項第5号の規定に該当する。

3 処分をした年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可業種

※処分をした年月日時点の状況を記載しています。

No.	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	取消対象許可業種	処分をした年月日
1	特- (2) 35916	松本建築(株)	松本 光義	牛久市中央5-10-10-201	許可に係る全ての建設業	令和6年1月30日